



台風19号による大雨被害 災害支援のお知らせ

このたびの台風19号により被災された皆さまへ、心よりお見舞い申し上げます。栃木市では、被災された皆さまに、様々な支援を実施していきますので、ご案内いたします。ぜひご利用ください。

被災された皆様へ書類等の保管のお願い

市では、被災された方への様々な支援を検討しています。

支援を受けるための手続きには、次のようなものが必要になると考えられますので、書類等の保管をお願いします。

なお、支援の内容については、11月下旬にお知らせする予定です。

被災区分	保管が必要な主なもの
住宅	・住宅復旧にかかる費用の見積書、明細書、(実施済みの場合は)領収書 ・被災状況、対象箇所の復旧前後の写真 ・借入を行った場合の金銭消費貸借契約書、償還計画表 ・り災証明書
自動車・家財等	・被災を証明する書類(ひ災証明書など廃車に係る書類) ・自動車や家財等を購入(修繕)した費用を証明する書類(領収書又はレシート)
農業	・被災した農業用機械の購入(修理)、ハウス等の農業用施設の再建や復旧にかかる費用の見積書、明細書、(実施済みの場合は)領収書 ・被災状況、対象箇所の復旧前後の写真
崩土等除去 敷地復旧	・崩土等除去、敷地復旧作業にかかる費用の見積書、明細書、(実施済みの場合は)領収書 ・崩土等除去、敷地復旧作業前後の写真
中小企業	・事業所、事業用設備の復旧に係る費用の見積書、明細書、(実施済みの場合は)領収書 ・被災状況、対象箇所の復旧前後の写真 ・り災証明書・ひ災証明書
その他	・税、保険料、負担金、使用料などが減免になる場合がありますので、納付書や領収書等、関係書類は保管してください。

※り災証明書を申請中の方には、調査完了後、11月12日から順次発行する予定です。

問合せ先 総務課 ☎(21)2342

無料法律相談

栃木県弁護士会の協力により、台風19号で被災された方を対象に、無料の法律相談を行います。

◆日時 11月22日(金) 13時~16時 ◆場所 市役所本庁舎2階 市民相談室

◆定員 12人(申込先着順) ◆申込 事前に問合せ先へ電話にて申し込みください。

問合せ先 市民生活課 ☎(21)2122

建築物に関する相談

被災した住宅及び建築物の復旧に関する建築相談窓口を設置していますので、ご相談ください。

※通常、建築物の修繕には建築基準法の規定が適用され、事前の手続きが必要となりますが、災害により破損した建築物を応急修繕する場合は手続きが不要となります。

問合せ先 建築課 ☎(21)2441、2442

被災された方にボランティアを派遣しています(ボランティアに来てほしい方むけ)

栃木市災害ボランティア支援委員会では、栃木市災害ボランティアセンターを設置し、被害に遭われた方の支援を行うためのボランティアの派遣を行っています。

◆対象者 「一人暮らし高齢者世帯」「高齢者夫婦のみの世帯」など、自力での復興活動が困難と思われる世帯の方を優先とします。

◆活動内容 居住している家屋内の片付け(屋内作業を優先) / ボランティアの安全が確保できる軽作業 / 特殊な技術を伴わない軽作業等

◆活動時間 10時~15時

◆料金 無料(謝礼や食事等は不要です。休憩する場所とトイレをお借りします)

◆申込 (ボランティアに来てほしい方の専用ダイヤルです。ボランティアに参加したい方は裏面をご覧ください)

☎080-1320-2925 または ☎080-2303-9455 FAX(22)4467

受付時間 8時30分~17時

県税の負担軽減される場合があります

台風19号で車、個人の事業用資産、1年以内に取得した家屋などに損害があった場合、県税の負担軽減措置が受けられる場合があります。詳しくは、栃木県税事務所へ問合せ下さい。

問合せ先 栃木県税事務所 ☎(23)3411

被災された方の無料入浴（老人福祉センター・健康福祉センター）

台風19号での被災により自宅での入浴が困難な方は、下記の施設にて無料で入浴することができます（※11月30日（土）まで延長しました）。ご利用の際は、直接施設の受付にてお申し出ください。

◇老人福祉センター長寿園（園部町 ☎（22）0333） 15時～21時（20時30分までに入館ください）

〔休館日：木曜日、11月3日（祝）・23日（祝）〕

※通常営業とは異なり入浴のみの対応となりますので、被災された方が優先となります。

◇老人福祉センター泉寿園（今泉町 ☎（27）3818） 9時～17時（木曜日のみ9時～21時に延長します。20時30分までに入館ください）〔休館日：水曜日、11月4日（振替休日）・24日（日）〕

◇老人福祉センター福寿園（千塚町 ☎（31）3666） 9時～17時〔休館日：木曜日、11月4日（振替休日）〕

◇渡良瀬の里（藤岡町赤麻 ☎（62）1635） 9時30分～17時（土曜日のみ20時まで）〔休館日：月曜日〕

◇遊楽々館（岩舟町三谷 ☎（54）3331） 10時～21時〔休館日：水曜日〕

問合せ 地域包括ケア推進課 ☎（21）2249

被災住宅の応急修理を支援します

今回の令和元年台風19号で、住宅が大規模半壊や半壊・一部損壊の被害を受けた世帯に対し、被災した住宅の居室、台所、トイレ等、日常生活に必要な不可欠な最小限度の部分を、市が業者に依頼し、一定の範囲内で応急的に修理をします。

◆対象 住宅の被害が半壊、大規模半壊、一部損壊の世帯

◆限度額 59万5千円（一部損壊の場合30万円）

◆申請に必要なもの 印鑑、見積書、被害状況が確認できる写真、世帯全員の住民票、り災証明書（コピー可、後日提出可）

問合せ先 住宅課 ☎（21）2452

災害復興住宅融資のご案内

自然災害により被害が生じた住宅の所有者等で「り災証明書」が交付されている方が、住宅復旧のための建設資金、購入資金、補修資金に対する融資です。

◆申込期間 被災日から2年間 ◆融資限度額 1,680万円（建設）/2,650万円（購入）/740万円（補修）

◆融資金利 年0.24% ※金利は毎月改定されるため、直接住宅金融支援機構にお問い合わせください。

問合せ先 住宅金融支援機構 ☎0120-086-353

災害に便乗した悪質商法に注意！

自然災害の後、一刻も早く自宅を修理したい、普通の生活に戻りたい、という消費者の気持ちに付け込んだ悪質商法が多数発生します。災害による被害で、住宅の修理やごみの回収等が必要な場合でも、慌てず、地元の信頼のおける複数の事業者から見積もりを取ったり、周囲に相談したりしましょう。困ったときは、消費者ホットラインにご相談ください。

問合せ先 消費者ホットライン ☎（局番なし）188 [いやや]

栃木市台風災害義援金の募集

被災された方への援護として、義援金を募集しています。お預かりした義援金は、栃木市災害対策本部を通じ、被災者へ配分します。

◇口座振替 次の金融機関の口座へお振り込みください。

金融機関	口座番号	口座名義
足利銀行 栃木支店	普通 5103347	栃木市災害対策本部
栃木銀行 栃木支店	普通 1062942	
栃木信用金庫 本店	普通 0416872	
ゆうちょ銀行・郵便局	00140-4-421054	

※各銀行の本支店及びゆうちょ銀行・郵便局の窓口からの振り込みの場合は、取扱手数料が無料になります。

（いずれもATM・インターネットバンキングからの振り込みは有料になります。）

◇現金（窓口） 財政課（市役所本庁舎3階3B-5番窓口）（受付時間：平日8時30分～17時15分）

◆受付期間 令和2年1月31日（金）まで

※義援金詐欺に注意！

問合せ先 財政課 ☎（21）2324

被災家屋の片づけなどのボランティア募集！（ボランティアに参加を希望する方むけ）

台風19号で被害を受けた方の「居住している家屋内外の片付け」などの活動に協力していただけるボランティアを募集しています。

◆対象者 原則として18歳以上の方（県内外は問いません）

◆活動内容 被害にあった方が居住している家屋内外の片付け等（活動時間10時～15時）

◆参加方法 当日、直接栃木市災害ボランティアセンターへお越しください（受付時間8時45分～12時）

※10人以上での活動を希望される場合は、事前にご連絡ください。

※市外の方は、お住まいの市区町村の社会福祉協議会でボランティア活動保険（天災付きプラン）に事前に参加してください。

栃木市内の方、やむを得ず参加できない方は、当日参加できます。

※天候などの状況によって、活動を中止する日もあります。

◆問合せ先（ボランティアに参加したい方の専用ダイヤルです。ボランティアに来てほしい方は表面をご覧ください）

栃木市災害ボランティアセンター（栃木市日ノ出町14-16・栃木市民会館内）

☎080-9200-6824 FAX（22）4467

・防災行政無線（屋外スピーカー）の内容が聞き取りにくい場合は ☎0282-24-3322 へ（通話料がかかります）
・栃木市の最新の支援情報は、市公式ホームページ、市公式Twitter、FMくらら857（FM85.7MHz）でも確認できます。